

公益信託 中西和佐子記念視覚・聴覚障害者教育支援基金

2023 年度 奨学生募集要項

<p>1. 奨学生の資格 * 右記の事項すべてに該当する者</p>	<p>(1) 茨城県内の大学・大学院で、視覚あるいは聴覚障害者に関する教育領域における教員となることを目指す者 (2) 学部3・4年生、修士課程（博士前期課程を含む。）1・2年生、特別支援教育特別専攻科学生 (3) 学業、人物ともに優秀で健康な者で、かつ経済的援助を必要とする日本国籍を有する者 (4) 他から給付型奨学金を受給していないこと (5) 在籍大学・大学院の推薦を受けることができること</p>
<p>2. 奨学金の額</p>	<p>月額 70,000円を給与（返済の必要はありません）</p>
<p>3. 給付時期・方法</p>	<p>(1) 給付時期：毎年度4, 7, 10及び1の各月を給付月とし、以降の3ヶ月分に相当する金額を給付します。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の4月以降未給付の給付月分を、初回給付月に加算して給付します。 (2) 給付方法：本人名義の銀行等の口座に振込みます。</p>
<p>4. 給付期間</p>	<p>学部3年生及び修士課程1年生で採用された者は2年間、学部4年生及び修士課程2年生で採用された者並びに特別支援教育特別専攻科学生は1年間です。 なお、奨学生が休学又は長期欠席したとき等、奨学生としての資格を失った時は、奨学金の給付を休止、停止或いは廃止します。</p>
<p>5. 選出奨学生数</p>	<p>推薦された全ての申請者の中から、原則として10名以内（予定）</p>
<p>6. 申請手続</p>	<p>申請者は、次の書類を在籍大学・大学院を経由して受託者に提出してください。</p> <p>①奨学金申請書 ②在籍大学・大学院の成績証明書。なお、大学院生及び特別支援教育特別専攻科学生は学部での成績証明書も添付。 ③特別支援学校教諭一種免許状のコピー（視覚障害・聴覚障害以外でも取得あれば添付） ④特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害・聴覚障害）を未取得のときは、当該免許状取得に必要な単位の取得状況及び取得見込を記入した別紙様式2。所属大学に視覚障害・聴覚障害課程がない場合も当該大学での取得予定等を記載。 ⑤視覚あるいは聴覚障害者を対象にした特別支援学校の教員としての抱負とその実現に向けて行った実績の資料（視覚あるいは聴覚障害者に関するポスター、教育的実践報告書、卒業論文、修了研究等）。所属大学に視覚障害・聴覚障害課程がない場合も可能な範囲での抱負・資料等。 ⑥奨学金申請に係る推薦書（推薦理由欄は、指導教員又は担任教員等、申請者をよく知る方に記載してもらってください） ⑦主たる家計支持者の収入状況を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募期限：2023年7月31日（月）（当日の消印有効）</li> <li>・ 申請書類の提出先：在籍大学・大学院の奨学金関係担当者</li> <li>・ 応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。</li> </ul>
<p>7. 奨学生の選考・決定及び通知</p>	<p>(1) 選考方法：各大学・大学院より推薦された奨学金申請書類（前記6.-①、②、③、④、⑤、⑥、⑦）を運営委員会に付議し、その選考と勧告に基づき奨学生を決定します。 (2) 決定通知：2023年9月頃に、選考結果を在籍大学・大学院を経由して申請者に書面にて通知します。</p>
<p>8. 修業報告書の提出</p>	<p>奨学生は、在籍大学・大学院を卒業・修了する際に、在籍大学・大学院を経由して、修業報告書を受託者に遅滞なく提出しなければなりません。</p>

【照会先】

〒105-8574

東京都港区芝3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ

中西和佐子記念視覚・聴覚障害者教育支援基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

受付日		受付番号	
-----	--	------	--

奨 学 金 申 請 書

年 月 日

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による奨学金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。

なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。

私は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

申請者氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 (満 才)	国籍	
連絡先住所	〒			家族構成	合計 人 (本人含む)
在籍大学・学部	(学部・大学院) 年		専攻		
所在地	〒		卒業・修了 予定年月	年 月 予定	
TEL ( )					

視覚・聴覚障害者に関する教育への思い、この教育領域における教員となることへの志、学生生活の過ごし方、課外活動・ボランティア活動など（特に、視覚・聴覚障害者教育に関わりのある事項を中心に）、経済的援助の必要性等について、別紙様式1も利用して自由に記入してください。

他の奨学金制度受給の有無・・・有・無

有りの場合：制度名

[

方式

(貸与・給付の別)

]

学部4年・大学院2年の方→教員採用試験の受験・・・有・無→無の場合、理由

《添付必要書類》 募集要項6.申請手続に記載する書類

[

注) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

《銀行使用欄》

精査印		登録印	
-----	--	-----	--

Large empty rectangular area for content.

自由記入欄

申請者	氏名
-----	----

(別紙様式1)



奨学金が支給されることとなった場合の奨学金振込口座

(※) 振込口座は、必ず、奨学生ご本人様名義の口座をご記入ください。

お振込先	ゆうちょ銀行の場合は、「ゆうちょ」とご記入ください。	(○をおつけください)	ゆうちょ銀行の場合は、支店名欄には店名(3桁の漢数字)をご記入ください。	支店 出張所 営業部
	<input type="text"/>	銀行 信用金庫 信用組合 農協	<input type="text"/>	
預金種別	(○をおつけください)	口座番号	<input type="text"/>	
	普通 その他 ( )		<input type="text"/>	
お受取人	●フリガナは、1つのマスに一文字ずつご記入ください。●カタカナ左づめでご記入ください。 ●姓と名の間は1マスあけてください。			
	フリガナ	<input type="text"/>		
口座名義(※)	<input type="text"/>			<<注意>>口座情報に間違いがあると、奨学金の初回振込が大幅に遅れることがあります。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私(法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。)は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者(以下これらを「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A.暴力団
  - B.暴力団員
  - C.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - D.暴力団準構成員
  - E.暴力団関係企業
  - F.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - G.その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A.暴力的な要求行為
  - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C.取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
  - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
  - E.その他前各号に準ずる行為

